

平成30年度 第4回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年11月27日(火) 10時00分～10時50分
- 2 開催場所 益城町役場 仮設庁舎別館 2階本会議場
- 3 議案 熊本都市計画地区計画(益城町福富)の決定(益城町決定)について
- 4 出席委員
益城町議会議長 稲田 忠則
" 建設経済常任委員会委員長 荒牧 昭博
" 総務常任委員会委員長 坂田 みはる
" 福祉常任委員会委員長 松本 昭一
益城町商工会会長 住永 金司
益城町農業委員会会長 岩村 久雄
益城町区長会会長 橋場 紀仁
益城町婦人会会長 冨田 セツコ
- 5 出席職員
副町長 向井 康彦
土木審議監 持田 浩
都市建設課長 荒木 栄一
" 都市計画係長 森川 孝広
" " 主査 丸山 伸二
" " 主査 東野 加保里
復興整備課長 坂本 忠一
" 審議員 米満 博海
" まちづくり推進室主事 千代田 卓
- 6 開催形態 全部公開
- 7 傍聴者数 なし

【 開 会 】

事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、只今より「平成 30 年度第 4 回都市計画審議会」をはじめさせていただきます。進行を務めます都市建設課の丸山と申します。よろしくお願い致します。本日は師走に向け、ご多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、着座にて進行させていただきます。

なお、本日の都市計画審議会は、「益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準」に基づき公開となります。傍聴人及び報道機関の皆様におかれましては、受付で配布させていただきました「傍聴にあたっての留意事項」をご確認いただき、会議の円滑な進行にご協力をお願い致します。また、会議の撮影や録音は、副町長挨拶までとさせていただきます。委員の皆様におかれましても、ご協力をお願い致します。

次に定足数についてご報告します。本日、委員の皆様の出席は 8 名であり 2 分の 1 の定足数に達しております。よって、益城町都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、今回の審議会は有効に成立していることをご報告します。

それでは次第に従いまして、益城町都市計画審議会稲田会長よりご挨拶をお願い致します。

稲田会長 皆様おはようございます。本日は、都市計画審議会開催に際しまして、委員の皆様には大変ご多忙なところを、ご出席いただきましてありがとうございます。本日審議していただきます議案につきましては、皆様のお手元にありますとおり、議案「熊本都市計画地区計画（益城町福富）の決定（益城町決定）」について審議していただくわけではございますが、皆様の忌憚のないご意見を出していただきますようよろしくお願い申し上げます。今後とも益城町の復興と秩序あるまちづくりのためご協力、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続きまして向井副町長よりご挨拶申し上げます。

向井副町長 おはようございます。町長が公務で県外に参っておりますので、私から挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中、益城町都市計画審議会

にご出席いただきまして、ありがとうございます。お陰様で、様々な復旧・復興事業を進めておりますが、道路等の復旧事業については、約70%完成してきているところでございます。建物についても、給食センター、総合体育館、四賢婦人の記念館等、整備が進んできております。災害公営住宅につきましても、ほぼ立地箇所が決定し、順次事業者が決まっているところです。もうしばらく時間を要しますが、ご理解とご支援をよろしく願います。

さて、本日は、「熊本都市計画地区計画（益城町福富）の決定（益城町決定）」に関する審議をお願いするものです。この地区計画は、福富地区のまちづくり協議会から提案をいただいた道路の拡幅や避難地の整備を計画的に進めていくため、既存の町道も地区計画に位置づけるものでございます。まだ、多くの被災された町民の皆様が、生活再建を待っておられますので、スピード感をもって取り組んでまいらなければならないものであります。この計画決定も再建を図る上で大変重要なものでありますので、ご理解を頂いてよろしく申し上げたいと思います。

委員の皆様には、ご審議いただき、併せて今後も引き続きこのようなまちづくりの整備にかかる都市計画決定の審議をお願いすることとなりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、町の復興に向けた取組みに対しましても、引き続きよろしくご指導、ご協力を賜るようお願いして挨拶と致します。

これから別の業務があるため、これで退席させていただきます。

事務局

ありがとうございます。向井副町長は他業務執行のため、これで退席させていただきます。

【向井副町長退出】

冒頭にお話ししましたとおり、撮影や録音はここまでとさせていただきますので、よろしくお願い致します。

続きまして、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、

1. 本日の進行を記した次第、益城町都市計画審議会委員名簿、及び本日の座席表を取りまとめたホチキス止めの資料が1部
2. 本日の審議案件となります「熊本都市計画地区計画（益城町福富）」の

決定（益城町決定）」の都市計画の図書案に関する資料を取りまとめたホチキス止めの資料が1部

3. この都市計画の案の縦覧時に、住民若しくは利害関係人から提出された「意見書の要旨及び益城町の見解」に関する資料を取りまとめたホチキス止めの資料が1部
4. そして、本日の審議会での説明資料としまして、パワーポイントの印刷物が1部
5. 最後に受付で傍聴の皆様にお配りしている「傍聴にあたっての留意事項」が1枚

以上、5種類の資料を配布させていただいております。不足がありましたら、お申し出ください。

事務局 続きますして次第4番の審議に移りたいと思います。

益城町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、稲田会長に議事を進めていただきたいと思います。それではよろしくお願い致します。

稲田議長 それではこれより審議に入ります。本審議会におきましては、十分にご審議いただきたいと思いますので、議事の進行にご協力お願い致します。つきましては、事務局に申し上げます。審議事項の説明および答弁は、簡素かつ要領よくお願いします。

それでは審議事項に入りたいと思います。「熊本都市計画地区計画（益城町福富）の決定（益城町決定）」について、事業担当課である復興整備課より説明をお願いします。

【議案説明】

千代田主事 皆様おはようございます。説明を担当します、復興整備課まちづくり推進室の千代田と申します。それでは着座で説明させていただきます。

福富地区における地区計画の策定についてです。まず説明内容をご案内致します。「地区計画について」「福富のまちづくり協議会について」「今後の進め方について」となっております。

内容としましては、以前、広崎1町内で都市計画決定しました地区計画と同じものになります。地区計画の位置づけについてです。都市計画

制度の構造というものがあまして、益城町は昭和 46 年に熊本都市計画区域に入っています。そのなかで市街化区域・市街化調整区域の 2 つに分かれており、市街化区域では用途地域が張られています。さらに用途地域の中には都市施設という幹線道路や大きな公園が位置づけられています。そして、一番表面に出てくるのが地区計画というものです。大きな道路ではなく地区の方々が使う道路に関して拡幅の提案をいただいたり、地区の方々が使う公園や避難地の提案をいただいたりするものです。

地区計画は小規模な地区を対象として、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携し、地区のルールを決め、良好なまちづくりを行っていくことが目的となります。

地区計画策定においてできることは、①地区計画内の道路や公園等を地区施設に位置づけたうえで整備を開始することができる。②建築物の用途、高さ、色彩等住民目線で細かいルールを決めることが可能である。今回の地区計画では、建築物の用途、高さ、色彩等については指定はしておりません。

次に地区計画の特徴についてです。特徴として一つ目に、計画策定の段階から地域住民の方、今回であればまちづくり協議会の意見を十分に聞いて意向を反映することを義務付けていることです。住民参加のまちづくりをめざす手法となっております。二つ目に、地区レベルの総合的かつ詳細な計画制度であるということです。地区を単位として公共施設、建築物、土地利用に関する事項を一体的かつ総合的に一つの詳細な計画として定めることができます。これから住民の皆様との話が盛り上がってきた段階で、徐々に制度を増やしていくことも可能です。三つ目に、計画内容の自由度です。多様な市街地にきめ細かく対応するために、地区計画として定める内容や実現するための規制手段を、地区の状況に応じて選択できるメニュー方式になっています。

次に、地区計画制度を活用するメリット・デメリットについてです。メリットとして、地区の住民が利用する身近な道路や公園等を計画的に誘導することができるということがあります。今回、地区計画に新たな公園や避難地は指定していませんが、もし適した場所があった場合、住

民の皆様と話し合いをしながら、そこを公園化していくということです。あらかじめ地区計画に意見を入れていくことで、将来像を把握でき、皆と一緒に地区計画を誘導していくことができます。他には、建築規制のルールを、地区の実情に応じて詳細に決めることができるというメリットもあります。

現在は4m道路に接道していないと建築物が建てられないので、中心後退をして2m引くように建築確認で指導がありますが、4mでは地域的には足りず、救急車や消防車が入ってこられないので、6mにしようという中心後退のルール決めも、地区計画の中で地区の実情に応じて決めることができます。他には、地区の将来像を共有することができるということであり、これが一番大きなメリットなのではないかと思います。地元から発案されたものを、町で受け取り、地区計画に載せて、先に住民に説明するという流れで、「今すぐではなく、将来にわたって整備していきます」ということをお伝えすることができ、地区の将来像を把握することができます。

次にデメリットについてですが、建築行為等において届出が必要になります。あくまで許可制ではないのですが、町の都市計画係に建築確認と同時に、「地区計画の区域内における届出」を提出していただく必要があります。一つ手間がかかることがデメリットになるかと思われます。

次に地区計画策定の流れです。本日は9番の都市計画審議会ですが、はじめに地区のまちづくりについて話し合いを行います。これは住民の方々が行う話し合いであり、主に道路の改良や公園の配置について等です。この話がまとまり次第、町に提案をしてもらい、町から回答を行います。福富まちづくり協議会は、行政と住民をつなぐ真ん中に位置するところであり、まちづくり協議会の支援を、町が専門家を派遣してサポートをしています。まちづくり協議会で話し合ったことを専門家のほうと連携して、行政に話を持ってきてもらっています。福富地区のまちづくり協議会会長は豊田区長で、役員会には毎回20～30名の方がいらっしゃいます。

福富地区のまちづくり協議会の歩みですが、平成29年の2月に区長説明会を開催し、まちづくり協議会の必要性等について説明を行いました。

各種団体長との協議後、設立の準備を行い、平成 29 年の 12 月に設立総会が行われています。資料では平成 30 年 7 月で終わっていますが、先々週にも打ち合わせを行っており、避難地避難路の話を進めつつ、福富地区は内水氾濫の問題もあるので、新たに防災マップの話が進められています。

福富地区まちづくり協議会の活動については、「まち協だより」で皆様は回覧若しくは、郵送でお送りさせていただいております。提案が決まったこと、地図が入ったもの、説明があった時等は全戸配布をしております。

次に、福富地区のまちづくり協議会から、提案があった箇所についてです。赤枠で囲んでいるエリアが地区計画策定区域となります。①の道路は緒方整形外科から、南側に進入して高速道路わきまでの道。まちづくり協議会で 6m 拡幅の提案があったので、町としても 6m の避難路として位置づけています。②はガソリンスタンドの西側から入る道ですが、現在 4m ほどしかない狭い道なので、6m に拡幅し避難路として位置づけています。③は熊本ゼミナールとヤクルトの間を北側に抜けていく道で、同じく 6m の避難路として位置づけています。水色のラインについては、地区施設とする道路になります。今回は、町道や町有道路部分が主となります。現在ある道路ですので、新たに制限が入ることはありません。緑色で囲ってある現在ある 3 箇所の公園も、都市施設として位置づけます。赤色ラインの道路に関しては、今後整備を行う際に、周辺地権者の方へ個別の説明をさせていただきます。地権者の方の同意を得た場所から整備を行いますので、強制的に進めることはありません。中心後退以上の拡幅部分については、町で用地買収等を行い進めていく予定です。

用地買収の範囲イメージについてですが、道路中心から 2m 部分まで、幅員 4m までは寄付していただく形になります。図で示すと、青までは寄付をしていただき、それ以上の後退については買収を行っていくということです。また、買収のみではなく、ブロック塀、植栽等があった場合については補償の鑑定も行っていきます。現在、福富地区については、公園・避難地についての提案は上がっておりませんが、公園用地については一筆での買収を基本としていきます。あくまで一例なので、個別に

相談させていただきながら進めていくような流れになっています。

今後の地区計画策定の流れは、本日の都市計画審議会で諮問をさせていただき、その後都市計画決定という流れになっていきます。本日が、これまで原案の説明、意見書の受付、案の作成、事前協議、案の縦覧、意見書の受付を2週間行った後の都市計画審議会という位置になります。もしも、地域の方で地区計画に関してお問い合わせ等がございましたら、都市建設課ではなく復興整備課のまちづくり推進室までお電話もしくは来ていただくようにご連絡をよろしく申し上げます。これで地区計画の説明については終了致しますが、原案の説明会后に、意見書が2名の方から3件来ております。資料の「益城町福富地区計画策定における意見書の要旨及び益城町の見解」をご覧ください。

内容としては、地区施設に係ることについて、道路拡幅することで交通事故の懸念が高まるので、離合箇所の整備でもよいのではないかという意見。この件については、現状の幅員約4mの道路では、緊急車両の通行に支障が出る場合や、消火・救急活動の作業スペースの確保が不十分であると考えられます。また、道路拡幅と並行して車両・歩行者が安全に通行できるように、事故防止策としてカーブミラーの設置及びカラーの舗装の整備等を地域の方と話し合いながら進めていきます。その他について2件ですが、自己所有地が道路拡幅の対象となっているので道路拡幅に反対です、自己所有地が公園整備の対象になっているので公園整備に反対ですという意見。地区計画においては、避難路を地区施設として位置づけすることは、地区の将来像を地域の皆様と共有することが第一の目的となります。また、地区施設に位置つけた道路は、当地区の安全安心なまちづくりに必要な施設と考えます。地元の皆様へは丁寧に説明を行い、理解を頂きながら事業を進めていきます。公園整備については、本地区計画には今回新たな避難地としての位置づけは行っておりません。なお、新たな公園整備については、引き続きまちづくり協議会で検討されているところです。以上が今回出た意見に対する町の見解ということになります。それでは説明を終わらせていただきます。

稲田議長 只今事務局から議案「熊本都市計画地区計画（益城町福富）の決定（益城町決定）」について説明がありました。説明内容についてまとめますと、

福富地区住民の皆様が、まちづくり協議会で現状の問題点と解決策を考え町に提案をされており、その提案をもとに町が都市計画に地区計画の地区施設として位置づけをし、今後事業を進めていく中で地権者への説明を再度行いながら、整備を行うとのことでした。

これらを踏まえ、事務局からは益城町福富の地区計画を都市計画決定したいという提案でありました。

【質疑応答】

稲田議長　それでは只今から、ご審議をいただきたいと思います。事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

住永委員　まちづくり協議会で検討されたことは道路整備ということですが、今まで水防会議が行われているなかで、福富地区は大雨が降るたびに消防ポンプで水を汲みに行かなければならない地域と認識しております。ついでに水路や用水路についても一緒に検討されてはどうかと思います。

稲田議長　住永委員より質問がございました。事務局よりこれにつきまして回答をお願い致します。

坂本課長　おはようございます。復興整備課長の坂本でございます。住永委員から、地震の年に浸水被害が出ており、その対策も今回の地区計画に含めて行ったらどうかという提案がありました。浸水に関しては、発災当時からどのくらいの被害が出ているかを把握する努力をしており、現在浸水対策を検討しています。調査の結果、水路の勾配が足りない、幅が狭い等のいろいろな問題が出ており、他の所も合わせて検討しています。町では大きく3箇所に分けて、木山川や妙見川も合わせて具体的に設計を進めており、下水道課が担当しています。町としては、下水道課の方で早急に対応しようと考えております。

住永委員　わかりました。

稲田議長　他にご意見ご質問はございませんか。

橋場委員　2つあります。1つ目は、資料の中で地区計画制度を活用するメリット・デメリットとありますが、デメリットの中で建築行為等において届出が必要になるとのことで、罰則等がありますか。強行したらどうなりますか。2つ目は、意見書について、自分の土地がかかるのは切実な問題であ

り、個別に対応してもらっているという見解は分かりましたが、実際どのように対応されますか。

稲田議長 2点の質問に対して事務局より回答をお願いします。

千代田主事 1つ目の質問に対して、罰則はありません。話し合いはさせてもらいますが、強制力は存在しません。

米満審議員 復興整備課の米満です。2つ目の質問に対して事業を実施する上では、地権者と十分話し合いながら了解を得て事業を進めていきます。強制的にやるということはありません。

稲田議長 ありがとうございます。荒牧委員、お願いします。

荒牧委員 まちづくり協議会のなかで話が出ているように、日頃から道路はせまいと感じています。水防関係も切実な問題で、提案されている拡幅道路①の県道の南側については毎年浸水しており、拡幅と同時に水防も十分配慮してもらいたいです。②についても長年浸水しています。③は交通量が多く、角が狭くて危険なのでぜひとも拡幅していただきたいです。

坂本課長 ③の道路は一部くびれている状態で狭い状況になっております。地権者の同意がないとできないので、丁寧な説明を繰り返していきながら理解をいただいきたいと思っております。

稲田議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

【質疑なし】

本日は皆様方からの貴重なご意見ありがとうございました。

それでは「熊本都市計画地区計画（益城町福富）の決定（益城町決定）」につきまして原案のとおりでよろしいでしょうか

【異議なしの声】

異議がないようですので、議案の「熊本都市計画地区計画（益城町福富）の決定（益城町決定）」につきましては、原案のとおり可決とします。

【その他報告事項】

稲田議長 それでは最後に、次第5「その他」とありますので、事務局から何かありましたらよろしくお願い致します。

事務局 事務局から報告をさせていただきます。現在、益城町では、将来の益城町のまちづくりの方向性を定める「益城町都市計画マスタープラン」

の作業を行っています。都市計画マスタープランとは、概ね20年後の益城町のあるべき姿と、その実現に向けたまちづくりの方針を定めるもので、益城町の「まちづくり設計図」となるものです。この都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを計画的に進めていくこととなります。なお、現在町民・事業者・中学生を対象に、無作為抽出した方等へ、アンケート調査を実施しております。改訂の時期として、来年度中を見込んでおります。本改訂は適時、都市計画審議会において、素案や進捗状況についてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

稲田議長　それでは以上をもちまして、本日の益城町都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。